

改正案

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

第一条（第九条）（略）

（立入調査）  
 第十条 条例第二十六条第一項の規定により知事が指定する職員は、次に掲げる職員のうちから指定するものとする。  
 一 県民生活部青少年課に属する職員  
 二 地域振興センターに所属する職員  
 三 教育委員会の事務局において生徒指導を担当する職員  
 四 青少年の非行の防止を担当する警察職員  
 2 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明の様式は、様式第六号のとおりとする。

様式第1号～様式第5号  
 様式第6号（第10条関係）  
 表裏

現行

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

第一条（第九条）（略）

（立入調査）  
 第十条 条例第二十六条第一項の規定により知事が指定する職員は、次に掲げる職員のうちから指定するものとする。  
 一 県民生活部青少年課に属する職員  
 二 地域振興センターに所属する職員  
 三 教育委員会の事務局において生徒指導を担当する職員  
 四 青少年の非行の防止を担当する警察職員  
 2 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明の様式は、様式第六号のとおりとする。

様式第1号～様式第5号  
 様式第6号（第10条関係）  
 表裏

埼玉県青少年健全育成条例抜粋

（条例の解釈適用）  
**第8条** この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。  
 （立入調査）

**第26条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。  
 (1) 図書等又はがらん具等の販売又は貸付けを営む場所  
 (2) 興行を行う場所  
 (3) 利用カード等の販売を営む場所  
 (4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所  
 (5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所  
 (6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所  
 (7) 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場  
 (8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。）を行う場所  
 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
 （罰則）

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。  
 (4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

埼玉県青少年健全育成条例抜粋

（条例の解釈適用）  
**第8条** この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。  
 （立入調査）

**第26条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。  
 (1) 図書等又はがらん具等の販売又は貸付けを営む場所  
 (2) 興行を行う場所  
 (3) 利用カード等の販売を営む場所  
 (4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所  
 (5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所  
 (6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所  
 (7) 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場  
 (8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第2条第1項第7号に規定する営業を除く。）を行う場所  
 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
 （罰則）

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。  
 (4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者